



取組主体・貸付主体様

クラスター協議会 ご担当者様

畜産クラスター

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）版

「財産処分手続き」の手引き



この手順書について

- ・本資料は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）で導入した機械装置の財産処分手続きのうち、お問い合わせの多い以下のケースについての手続きを解説したものです。
 - ・経営移譲などで取組主体が変更する場合
 - ・経営の中止などで事業を中止する場合
 - ・地震等で機械装置が修理不能なほど損壊し、事業を中止する場合
- ・速やかな財産処分手続きのため、必ずご一読の上、書類の作成等をお願いいたします。

〔 令和元年 12 月 23 日版： **Ver.R1-2** 〕

公益社団法人中央畜産会

一般社団法人北海道酪農畜産協会



改訂履歴・内容

版	発行日	改訂内容
R1-1	R1.07.08	初版
R1-2	R1.12.23	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業の中止等、リース契約の解約を伴う申請の際には、財産処分手続き後の円滑な機械装置処分を行えるよう、申請前にリース会社へ補助事業中止の旨を連絡することの注意書きを追加(→P3)・ 写真の取り方に関する注意書きを追記(→P5、P6、P7)
	以上	

財産処分手続きに関してご不明な点は、専用アドレスまでお問い合わせ願います。

cl@sec.lin.gr.jp

risu2@rakutiku.or.jp

目次

1 財産処分の手続きについて [P1]

2 手続き方法

(1) 取組主体を変更する場合 [P2]

(2) 事業を中止する場合

ア 自己都合で事業を中止する場合 [P3]

イ 天災または"自らの責によらない"場合 [P4]

(3) 財産処分承認申請書・災害報告書の記載事項・添付書類等 [P5]

3 成果報告について [P9]

(参考①) 別紙様式第1号 財産処分承認申請書 [P10]

(参考②) 別紙様式第2号 災害報告書 [P11]

1 財産処分の手続きについて

(1) 財産処分の手続きについて

- ア 機械導入事業で導入した機械装置について、『畜産・酪農収益力強化総合対策金事業に係る事業実施手続き等に関する規程』の「別表1（別添2の1関係）」に該当する場合は、手続きが必要です。
- イ 具体的には取組主体の変更や事業の中止などです

【参考】

- ・『畜産・酪農収益力強化総合対策金事業に係る事業実施手続き等に関する規程』
<http://jlia.lin.gr.jp/cl-d/27-1313-3.pdf>

(2) 財産処分手続きが必要な期間

- ア 財産処分の手続きは、当該機械装置の導入日から法定耐用年数の期間が終了するまで間、必要となります（※その期間を「財産処分制限期間」といいます）。
- イ また、リース方式で「リース期間満了後に所有権を移転する」リース契約の場合、リース期間は『1年から法定耐用年数』の間で契約期間を設定できます。そのため、リース契約が終了した場合でも「財産処分制限期間」は経過していないことになりますので、注意が必要です。

(3) 申請方法

- ア 財産処分の申請は、事業参加申請と同じルートでおこなって下さい。
申請ルート：
取組主体等 協議会 窓口団体（畜産協会等） 中央畜産会
（令和元年度分まで）
取組主体等 協議会 酪農畜産協会（令和2年度以降分）
- イ 協議会では添書（様式自由）を付けて窓口団体へ提出して下さい。
- ウ 財産処分の申請は、配分ごとに必要です。
例：「平成28年度第1回要望分」でレーキ、「平成28年度第2回要望分」でテッターを導入したそれぞれの機械で別の申請書類を用意して下さい。

2 手続き方法

(1) 取組主体を変更する場合

- ・取組主体を変更する場合は、変更内容に応じて提出する書類等が異なりますので、以下を参考にしてください。
- ・取組主体の変更にあたっては、継承者が機械導入事業の要件を満たしている必要がありますので注意してください。
→認定農業者、クラスター計画に中心的な経営体としての位置付と知事の認定、トラクターについては知事特認等
- ・この手順書では、取組主体の変更についてお問い合わせの多いケースについて解説しています。本書に記載の無いケースでの申請をされる場合は、当該事例について具体的に記載し、専用窓口まで電子メールでお問い合わせ下さい。

ア 実質的な取組主体に変更が無い場合

(ア) 個人経営の取組主体が法人を設立し当該法人へ経営を譲渡した場合

「別紙様式第1号 財産処分承認申請書」の他、必要書類を提出して下さい。
財産処分承認申請書への記載内容、添付書類等は《P5》を参照して下さい。

(イ) 個人経営の取組主体が子供へ経営を継承した場合

「別紙様式第1号 財産処分承認申請書」の他、必要書類を提出して下さい。
財産処分承認申請書への記載内容、添付書類等は《P6》を参照して下さい。

(ウ) 法人の代表権者が変更になった場合

父親から息子への変更など、実質支配者に変更が無い場合は手続き不要です。

※現在の取組主体の死亡による相続手続き等、急を要する財産処分申請の場合は、承認手続き等の調整をさせていただきますので、その旨連絡願います。

イ 実質的な取組主体に変更が有る場合

(ア) 法人の代表権者が変更になった場合

- ・当該経営が大手の農場や飼料会社を買収されたケースなど、法人の実質支配者が増えたり変更になった場合や法人の事業内容に変更があった場合などは財産処分の手続きが必要な場合や、場合によっては事業対象にならない場合がありますので、専用窓口まで事前にお問い合わせ下さい。

(イ) 第三者へ継承する場合

- ・取組内容や継承される者によって手続きの内容が異なります。また、場合によっては事業対象にならないこともありますので、当該事例について具体的に記載し、専用窓口まで電子メールでお問い合わせ下さい。

※取組主体の変更申請内容を中央畜産会が審査の上、変更承認通知を送付された場合は、リース契約の変更など所定の手続きを速やかに行ってください。

(2) 事業を中止する場合

ア 自己都合で事業を中止する場合

次のような場合は、「事業の中止」の手続きをして下さい

- ①畜産経営を中止する場合
- ②経営規模の大幅な縮小など、成果目標の達成が困難になった場合で当該機械装置の使用を中止する場合
- ③畜産クラスター協議会からの脱退など、事業要件を満たさなくなった場合

(ア) 手続き方法

「別紙様式第1号 財産処分承認申請書」の他、必要書類を提出して下さい。財産処分承認申請書への記載内容、添付書類等は《P7》を参照して下さい。

※リース方式の場合、リース会社は当該機械装置の処分に伴う補助金の返還にあたり、時価評価額の算出が必要となるため、本申請の際には申請前にリース会社へ報願います。

(イ) 申請後の手続き等

- ・財産処分承認申請書の提出後、中央畜産会で報告内容を審査の上、取組主体等には変更承認書を協議会経由で通知いたします。
- ・購入方式は以上ですが、リース方式の場合はリース契約の変更等が発生しますので、当該リース会社に確認して下さい。

(ウ) 補助金の返還について

- ・自己都合で事業を中止する場合、補助金の返還が発生します。
- ・補助金の返還は、当該財産処分申請が提出された後、中央畜産会がリース会社に返還を請求し、リース会社から返還されます。
- ・取組主体の方は、リース契約の解約とそれに係る精算が必要になりますが、詳細はリース会社に確認して下さい。
- ・なお、補助金返還額については「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。」こととなっています。

(参考) 補助金返還額の算出方法

- ・機械装置価格 1,400 万円、補助金 700 万円
- ・法定耐用年数 7 年
- ・1 年 6 ヶ月使用した時点で事業を中止
…した場合

〔補助金額〕－(補助金額/法定耐用年数×経過年数)

〔700 万円〕－(700 万円÷7 年×2 年)＝500 万円

返還額は、「500 万円」か「時価評価額の 1/2 額」の高い方法の金額となります

※「経過年数」は 1 年単位で計算します：1 年 6 ヶ月の場合→2 年

イ 天災または"自らの責によらない"場合

次の①か②の理由により事業を中止する場合で、③に該当する場合は、補助金の返還は不要です。

- ① 天災により補助対象機械装置が使用できなくなった場合
- ② 自己の責に帰さない事由による火災等で補助対象機械装置が使用できなくなった場合
- ③ ①②にともない当該機械装置の処分に係る収益がないことが明らかなき

(ア) 手続き方法

「別紙様式第2号 災害報告書」に必要書類を添付して提出して下さい。災害報告書への記載内容、添付書類等は《P8》を参照して下さい。

(ウ) 申請後の手続き等

- ・災害報告書の提出後、中央畜産会で報告内容を確認し、事実と相違ないと判断できた場合には取組主体等には「補助関係の終了の確認をした」旨を協議会経由で書面にて通知いたします。
- ・購入方式は以上ですが、リース方式の場合は当該リース会社にも同様に通知いたします。
- ・なお、当該リース契約の処理に関しては、リース会社に確認して下さい。

(3) 財産処分承認申請書・災害報告書の記載事項・添付書類等

ア 個人経営の取組主体が法人を設立し当該法人へ経営を譲渡した場合

申請書の項目	記載内容・添付書類等
1 処分の理由及び今後の利用方法等	
(1) 処分を行う理由	・個人経営を法人経営にした旨を具体的に記載して下さい 〔記載例〕 法人（株式会社〇〇牧場）を設立し、経営を同法人へ継承したため
(2) 今後の利用方法（処分区分）	・「処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する」ことが条件になりますので、それがわかるように記載して下さい ・処分区分は「無償譲渡」として下さい 〔記載例〕 現在の事業参加承認内容に沿って引き続き取り組んでいく（処分区分：無償譲渡）
2 処分の対象財産	
(1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）	・事業参加承認通知書に記載のとおり「取組主体名」を記載して下さい
(2) 財産の名称、所在、型式、数量	・別記様式第3(4)号－別紙2「申請内容」に準じて記載して下さい
(3) 機械価格、補助金額	・機械価格（税抜き）と補助金額を記載して下さい 〔記載例〕 機械価格〇〇〇円、補助金額〇〇〇円
(4) 事業参加承認日、文書番号	・当該機械装置の「事業参加承認通知書」の日付と文書番号を記載して下さい 〔記載例〕 平成〇年〇月〇日、〇年度発中畜第〇号
(5) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数	・法定耐用年数と経過年数（1ヶ月単位）を記載して下さい 〔記載例〕 耐用年数7年、経過年数1年3ヶ月
(6) 写真（添付）	・「添付の通り」と記載し、機械装置の現状の写真を添付して下さい（※車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右から撮影して下さい）
3 処分予定年月日	・「承認後」と記載して下さい
4 その他参考資料	※以下の書類名称を記載し、当該書類を添付して下さい ①継承する法人が中心的な経営体として記載されたクラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面 ②譲渡先の別記様式第3(4)号－別紙2 申請内容 ③譲渡先の定款（法人の場合のみ） ④譲渡先の認定農業者認定書面（写し）（該当する場合のみ） ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し） ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し） ⑦譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し） ⑧事業参加承認通知書（写し） ⑨リース契約書（写し）《※リース方式のみ》 ⑩借受書（写し）《※リース方式のみ》 ⑪財産管理台帳（写し）《※購入方式のみ》 ⑫協議会あて補助金支払通知書（写し）《※購入方式のみ》 ⑬知事特認に係る協議書（写し）と認定を証する書面（写し）《該当する機械装置のみ》

イ 個人経営の取組主体が子供へ経営を継承した場合

項目	記載内容・添付書類等
1 処分の理由及び今後の利用方法等	
(1) 処分を行う理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営を誰に継承したか具体的に記載して下さい 〔記載例〕 経営を〇〇（取組主体の息子）へ継承したため
(2) 今後の利用方法（処分区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する」ことが条件になりますので、それがわかるように記載して下さい ・ 処分区分は「無償譲渡」として下さい 〔記載例〕 現在の事業参加承認内容に沿って引き続き取り組んでいく（処分区分：無償譲渡）
2 処分の対象財産	
(1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業参加承認通知書に記載のとおり「取組主体名」を記載して下さい
(2) 財産の名称、所在、型式、数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別記様式第3(4)号－別紙2「申請内容」に準じて記載して下さい
(3) 機械価格、補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械価格（税抜き）と補助金額を記載して下さい 〔記載例〕 機械価格〇〇〇円、補助金額〇〇〇円
(4) 事業参加承認日、文書番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該機械装置の事業参加承認通知書の日付と文書番号を記載して下さい 〔記載例〕 平成〇年〇月〇日、〇年度発中畜第〇号
(5) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定耐用年数と経過年数（1ヶ月単位）を記載して下さい 〔記載例〕 耐用年数7年、経過年数1年3ヶ月
(6) 写真（添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「添付の通り」と記載し、機械装置の現状の写真を添付して下さい（※車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右から撮影して下さい）
3 処分予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「承認後」と記載して下さい
4 その他参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の書類名称を記載し、当該書類を添付して下さい ①後継者が中心的な経営体として記載されたクラスター計画クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面 ②譲渡先の別記様式第3(4)号－別紙2 申請内容 ③譲渡先の認定農業者の認定書面（写し） ④譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し） ⑤譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し） ⑥譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し） ⑦事業参加承認通知書（写し） ⑧リース契約書（写し）《※リース方式のみ》 ⑨借受書（写し）《※リース方式のみ》 ⑩財産管理台帳（写し）《※購入方式のみ》 ⑪協議会あて補助金支払通知書（写し）《※購入方式のみ》 ⑫知事特認に係る協議書（写し）と認定を証する書面（写し）《該当する機械装置のみ》

ウ 自己都合で事業を中止する場合

項目	記載内容・添付書類等
1 処分の理由及び今後の利用方法等	
(1) 処分を行う理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を中止する旨を具体的に記載して下さい 〔記載例①〕 労働力不足で酪農経営を中止するため 〔記載例②〕 労働力不足で経営規模を事業参加承認時の 1/4 に縮小するため、成果目標の達成が困難なため 〔記載例③〕 出荷先の変更に伴い、〇〇地区畜産クラスター協議会から脱退するため
(2) 今後の利用方法（処分区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を中止後の当該機械装置の取扱いについて、具体的に記載して下さい ・処分区分は「補助事業の中止」として下さい 〔記載例〕 補助対象機械装置はリース事業者（〇〇リース株式会社）へ返却する（補助事業の中止）
2 処分の対象財産	
(1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加承認通知書に記載のとおり「取組主体名」を記載して下さい
(2) 財産の名称、所在、型式、数量	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第3(4)号一別紙2「申請内容」に準じて記載して下さい
(3) 機械価格、補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・機械価格（税抜き）と補助金額を記載して下さい 〔記載例〕 機械価格〇〇〇円、補助金額〇〇〇円
(4) 事業参加承認日、文書番号	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機械装置の事業参加承認通知書の日付と文書番号を記載して下さい 〔記載例〕 平成〇年〇月〇日、〇年度発中畜第〇号
(5) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数	<ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数と経過年数（1ヶ月単位）を記載して下さい 〔記載例〕 耐用年数7年、経過年数1年3ヶ月
(6) 写真（添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・「添付の通り」と記載し、機械装置の現状の写真を添付して下さい（※車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいうちで前後左右から撮影して下さい）
3 処分予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・「承認後」と記載して下さい
4 その他参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の書類名称を記載し、当該書類を添付して下さい ①事業参加承認通知書（写） ②リース契約書（写）《※リース方式のみ》 ③借受書（写）《※リース方式のみ》 ④財産管理台帳（写し）《※購入方式のみ》 ⑤協議会あて補助金支払通知書（写し）《※購入方式のみ》

エ 天災または"自らの責によらない"場合

項目	記載内容・添付書類等
1 機械装置等の概要	
(1) 事業参加承認日、文書番号	<ul style="list-style-type: none"> ・機械価格（税抜き）と補助金額を記載して下さい 〔記載例〕 機械価格〇〇〇円、補助金額〇〇〇円
(2) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加承認通知書に記載のとおり「取組主体名」を記載して下さい
(3) 機械装置等の名称、所在、型式、数量	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第3(4)号－別紙2「申請内容」に準じて記載して下さい
(4) 機械装置等の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・省略せず、正式な表記で記載して下さい
(5) 機械価格、補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・機械価格（税抜き）と補助金額を記載して下さい 〔記載例〕 機械価格〇〇〇円、補助金額〇〇〇円
(6) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数	<ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数と経過年数（1ヶ月単位）を記載して下さい 〔記載例〕 耐用年数7年、経過年数1年3ヶ月
2 災害の概要	
(1) 被災の原因	<ul style="list-style-type: none"> ・被災の原因となった災害等について、具体的に記載して下さい 〔記載例①〕 〇年〇月〇日（〇〇地震による被災）（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分） 〔記載例②〕 〇年〇月〇日（〇〇地方豪雨による被災）（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分） 〔記載例③〕 〇年〇月〇日（隣家火災の延焼により焼失）
(2) 被災の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）、被害見積価格、機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等を具体的に記載して下さい
(3) 被災機械装置の収支等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等の取り壊し等の概算経費、処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）を具体的に記載して下さい
4 その他〔添付資料〕	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の書類名称を記載し、当該書類を添付して下さい <ol style="list-style-type: none"> ①財産管理台帳（写し）（該当する場合） ②被害状況の写真など ③事業参加承認通知書（写） ④リース契約書（写）《※リース方式のみ》 ⑤借受書（写）《※リース方式のみ》 ⑥協議会あて補助金支払通知書（写し）《※購入方式のみ》 ⑦り災証明書（写し）《取得している場合のみ》

3 成果報告について

財産処分手続きを行った場合、成果報告に関しては以下の通りお願いいたします。

(1) 取組主体が変更になった場合

- ア 法人成り又は後継者等への経営移譲の場合、導入時の取組が継続していると判断されますので、当初の導入日を起算日として成果報告の時期を判断して下さい。
- イ 第三者に譲渡した場合、譲渡された取組主体が当該機械装置を導入した日を起算日として成果報告の時期を判断して下さい。

(2) 事業を中止した場合

当該機械装置に係る成果報告は不要です。

(参考) 事業実施要領 別紙 2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）【抜粋】

第 8 目標年度及び成果目標並びに事業評価

3 成果目標の検証

協議会は、2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度の効果について検証を行い、別記様式第6号の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の7月末までに基金管理団体に報告するものとする。

成果目標の検証に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、検証するものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

(参考①) 別紙様式第1号 財産処分承認申請書

別紙様式第1号

財産処分承認申請書

番 号
令和〇年〇月〇日

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕 殿
一般社団法人 北海道酪農畜産協会
会長 串田 雅樹 殿

※令和元年度までは中畜
令和2年度以降は酪畜協会
宛となります。

〇〇農業協同組合
組合長 〇〇 〇〇 印
〇〇 〇〇 印

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第20条の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 今後の利用方法（処分区分）
（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること）

2 処分の対象財産

- (1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）
- (2) 財産の名称、所在、型式、数量

名 称	所 在	形 式	数 量

- (3) 機械価格、補助金額
- (4) 事業参加承認日、文書番号
- (5) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- (6) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

別紙様式第2号

災害報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会長 殿

令和元年度までは中畜
令和2年度以降は酪畜協会
宛となります。

(所属協議会名)
(取組主体等名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)補助対象財産(以下、「機械装置等」という。)が、災害(例地震)により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

- (1) 事業参加承認日、文書番号
- (2) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)
- (3) 機械装置等の名称、所在、型式、数量
(別記様式第3号 - 別紙2 申請内容に準じて記載)
- (4) 機械装置等の設置場所
- (5) 機械価格、補助金額
- (6) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日(地震による被災)(気象台調べ 時 分)
- (2) 被災の程度
施設等の破損(建物の が) 被害見積価格
機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等
- (3) 被災機械装置の収支等
機械装置等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額(損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳(写し)(該当する場合)
- 2 被害状況の写真など